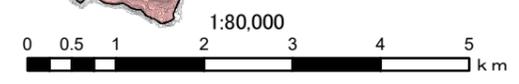
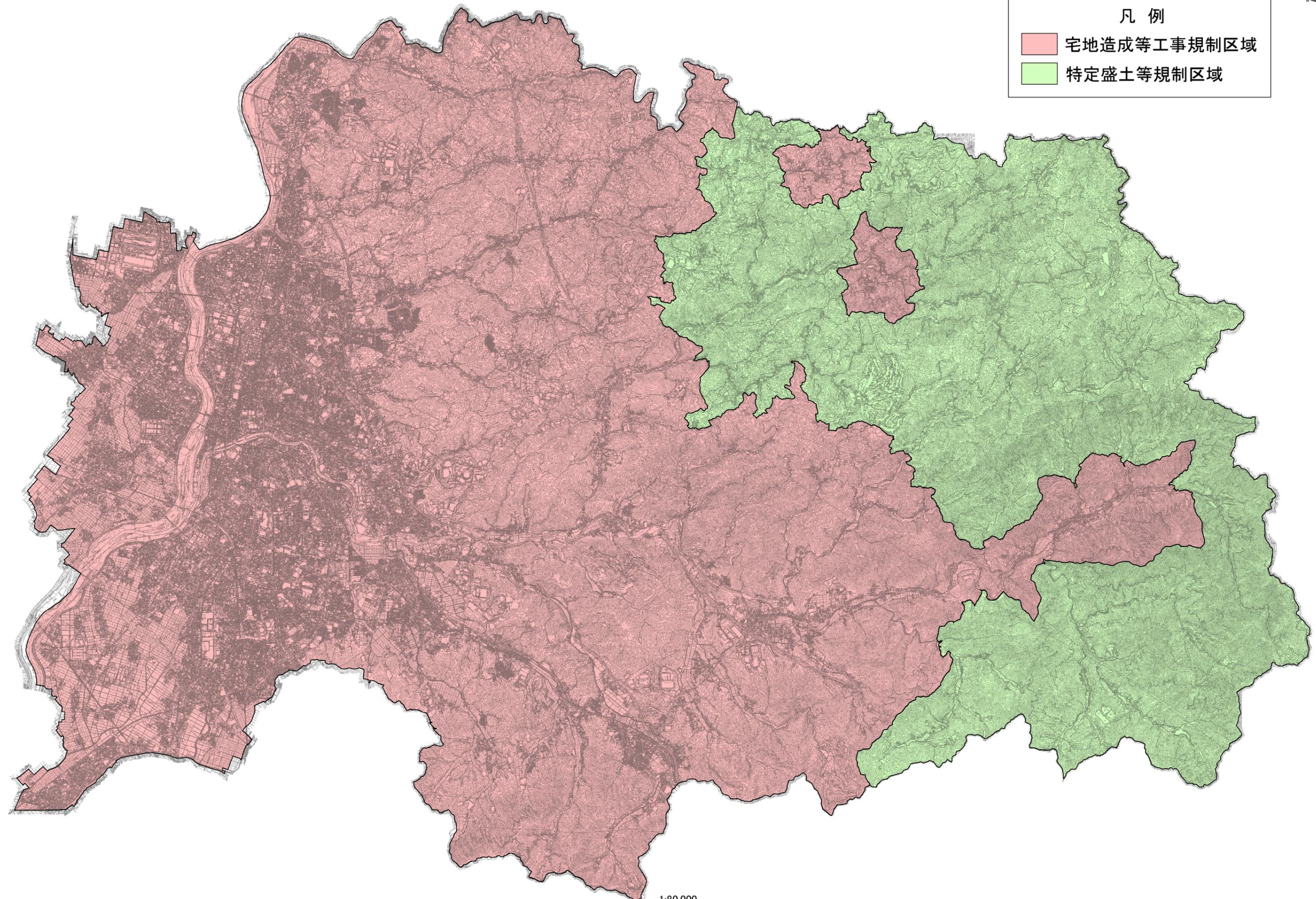


# 宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域(案)



凡例

- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域



## 岡崎市における規制区域指定の手順と調査結果

### 宅地造成等工事規制区域

「市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア」

- ①市街地・集落等の抽出
- ②市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域の抽出

調査結果：都市計画区域全域と都市計画区域外の小学校その他公共施設が集約して存在し、その周辺で人家が連なる区域（宮崎地区、形埜地区、下山地区）

### 特定盛土等規制区域

「市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア」

- ③宅地造成等工事規制区域以外の土地において、保全対象（家屋、レジャー施設、農地、道路等）の抽出
- ④以下に該当する区域の抽出
  - ・ 盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象に到達することが想定される溪流等の上流域
  - ・ 盛土等の崩落により保全対象に隣接・近接する区域に土砂の流出が想定される区域
  - ・ 土砂災害発生の危険性を有する区域（土砂災害警戒区域等）

調査結果：宅地造成等工事規制区域以外の市域全域

①～④から、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域の除外

（蓋然性のない区域：土砂を運搬できる道路や建設工事等により土砂が発生する場所から相当程度離れていること等により土砂が持ち込まれる可能性がないエリアなど）

調査結果：「盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域」は存在しない。

地形的条件等を勘案した規制区域（案）の設定

調査結果：別紙規制区域案のとおり。なお、区域界は都市計画区域界及び字界とする。